

産業廃棄物処分実績報告書【記入上の注意事項】

ぐんま電子申請受付システムから電子データによる実績報告も可能です。
電子報告を御利用いただければ、報告書の印刷や郵送等の対応が不要となりますので、積極的に電子申請を御活用ください。
詳細は、群馬県 HP 内の「群馬県産業廃棄物情報」をご覧ください。
<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/131401.html>

【書面による提出の場合】

1 産業廃棄物処分実績報告書を作成する際には、以下の注意事項を確認し、記入例を参考に記入してください。

- (1) 「許可番号」の欄は、許可番号を 11 桁で記入してください。
- (2) 一枚目に記入しきれない場合は、「**続紙**」を使用して記入してください。なお、紙面により提出する場合は、片面印刷をお願いします。
- (3) 「**産業廃棄物の種類**」の欄は、表示されるリストから選択してください。
混合物を処分した場合は、最も割合の多い廃棄物の種類で報告してください。
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分した場合は、廃棄物の種類の後に、「石綿含有」、「水銀使用」又は「水銀含有」と記載した項目が別にあるので、そちらを記入してください。
【例】石綿含有産業廃棄物を含むがれき類 : がれき類（石綿含有）
水銀使用製品産業廃棄物を含むガラスくず: ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用)
水銀含有ばいじん等を含む汚泥 : 汚泥（水銀含有）
- (4) 委託者とは、報告者に処分を委託した者で、一般的には排出事業者が該当します。
- (5) 「**発生場所**」の欄には、廃棄物の発生した場所の所在地を都道府県名と市区町村名を記入してください。
- (9) 委託量の「**単位**」は、「t」、「m³」、「kg」又は「ℓ」のいずれかを記入してください。
選択した「受託量の単位」に誤りのある事例が散見されるので、注意してください。
【誤り例】廃棄物を 10,000kg 処分したにもかかわらず、報告書に 10,000t と記載。
- (10) 「**処分場所**」の欄には、廃棄物を処分した場所の所在地を都道府県名と市区町村名を記入してください。
- (11) 「**処分方法**」の欄は、表示されるリストから選択してください。
複数の処分方法を行った場合は、主な処分方法を選択してください。
【例】選別、破碎 → 破碎
圧縮、梱包 → 圧縮
また、該当する処分方法がない場合、類似の処分方法を選択するか又は「その他中間処理」を選択してください。
【例】堆肥化 → 肥料化
破袋分別 → その他中間処理
- (12) 最終行等に処分した廃棄物の合計量を記載しないでください。処分した廃棄物の合計量は別紙「産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書」に記入し、報告してください。

(13) 報告様式は、群馬県 HP 内の「群馬県産業廃棄物情報」 (<https://www.pref.gunma.jp/site/sanpai/131401.html>) からダウンロードできます。

○建設工事に伴う廃棄物の場合の注意事項

- (14) 報告者が**元請け**となっている工事現場から排出された廃棄物を、報告者が自ら処分した場合には、自己処理となりますので報告は不要です。
- (15) 報告者が**下請け**となっている工事現場から排出された廃棄物を、報告者が処分した場合には、「委託者の氏名又は名称」の欄には元請け業者名を、「発生場所」の欄には当該工事現場の所在地を記入してください。

2 報告書の提出にあたっては、以下の事項をよく読んでから提出してください。

- ・ **提出期限：毎年6月30日（6月30日が土曜日・日曜日の場合、翌月曜日）**
- ・ **提出先：管轄の環境（森林）事務所**
(電子報告用の様式を用いることでぐんま電子申請受付システムからの報告も可能)
- ・ **提出部数：1部(片面印刷)** こちらから報告内容を確認する場合がありますので、1部写しを控えとして保管してください。

- (1) 処分した実績がない場合にも、報告書に「**実績なし**」と記載し、必ず報告書を提出してください。
- (2) 複数の事務所の管轄区域に処理施設を設置している場合、処理施設ごとに報告書を分けて作成し、それぞれ管轄する事務所へ報告書を提出してください。
- (3) 前橋市及び高崎市内に設置されている処理施設での処分に関しては、それぞれの市に報告書を提出してください。
- (4) 移動式施設を設置している場合、県又は駐機場所を管轄している市へ、全ての実績について**まとめて**報告書を提出してください。

問合せ先、提出先一覧（県環境（森林）事務所、県庁廃棄物リサイクル課）

	所在地	電話番号	FAX
中部	〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1	027-219-2021	027-231-1166
	管轄区域：渋川市、榛東村、吉岡町、伊勢崎市、玉村町		
西部	〒370-0805 高崎市台町 4-3	027-323-5530	027-323-5540
	管轄区域：安中市、藤岡市、神流町、上野村、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町		
吾妻	〒377-0424 中之条町大字中之条町 664	0279-75-4611	0279-75-6548
	管轄区域：中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村		
利根沼田	〒378-0031 沼田市薄根町 4412	0278-22-4481	0278-23-0409
	管轄区域：沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村		
東部	〒373-0033 太田市西本町 60-27	0276-31-2517	0276-31-7410
	管轄区域：太田市、桐生市、みどり市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町		
廃棄物・リサイクル課	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	027-226-2861	027-223-7292